認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額について

令和8年3月31日までに新築された以下の要件を満たす家屋について、固定資産税が減額されます。

要件

住宅

- 床面積が 50 ㎡以上(貸家住宅である場合は 40 ㎡以上)280 ㎡以下であること
- 併用住宅である場合は、居住部分の床面積割合が2分の1以上であること

認定長期優良住宅

● 認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅

減額の内容

減額範囲

1 戸当たり 120 ㎡ (120 ㎡を超える場合は 120 ㎡相当分)までについて、固定資産税額の 2 分の 1 を減額します。 (120 ㎡を超える部分については減額されません。)

減額期間

A) B以外

5年度分

B) 中高層耐火建築物(3 階建以上)

7年度分

- ※ 併用住宅等の場合は、居住部分の床面積のみが対象となります。
- ※ 都市計画税には適用されません。
- ※ 土地についての減額はありません。

提出書類

- ① 認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書
- ② 当該住宅が、「長期優良住宅建築等計画」に基づき建築された長期優良住宅であると、豊中市長が認定したことを証する認定通知書

当該住宅を新築した翌年の1月31日までに書類を提出してください。 (期間を経過した場合は申告できなかった理由が必要になります)